

事 務 連 絡
令 和 4 年 2 月 1 5 日

各法人 代表者 殿

宮崎市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

通所介護事業所の事業所規模による報酬区分の取扱について

通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を除く）においては、前年度の月平均利用延人員を基に各年度における報酬区分が決定されることとなっています。つきましては、貴事業所における前年度（3月を除く）の平均利用延べ人数について、下記要領にて確認を行い、次年度の報酬区分が変更になる場合は、届出を行ってください。

記

<事業所規模による報酬区分の確認要領>

1. 「別紙31（通所介護）」により、今年度の一月当たりの平均利用延人員数を算出する。
 2. 算出の結果、前年度算定の報酬区分から変更となる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に「別紙31（通所介護）」を添付して届出を行う。
- ※ 報酬区分に変更がない場合は市への届出は不要ですが、作成した計算表は事業所にて5年間保管してください。

<届出の提出期限及び提出先>

1. 提出期限：**毎年3月15日【消印有効】**
2. 提出先：介護保険課事業所支援係（本庁舎5階）

<留意事項>

- ・算出の際は、厚生労働省発出の通知やQ&Aを参照の上、計算誤りの無いようにご注意ください。
- ・事業所規模による報酬区分以外でも加算の変更がある場合には、併せて届出をしていただいても構いませんが、変更項目内容は、特記事項に必ず記入して下さい。

<文書取扱>

〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号
宮崎市介護保険課事業所支援係
電 話 0985-44-2591 F A X 0985-31-6337